

市民の皆様へ

令和4年産米について、  
放射性物質検査の結果が判明する前の  
出荷, 販売, 譲渡及び贈答の  
自粛は不要です

※麦類, 大豆, そばも同様の扱いとなります

- 平成25年以降, 宮城県産の農産物では放射性物質の基準値超過が無いことから, 令和4年から穀類の放射性物質検査をモニタリング検査に移行しました。
- モニタリング検査への移行に伴い, 検査結果の判明前の出荷・販売等の自粛を要請しないこととしました。(ただし, 検査の結果, 食品衛生法上の基準値(100Bq/kg)を超過した場合は, 流通品の回収とともに, これまでと同様に原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が地域や品目を指定して出荷制限の指示を行います。)
- 検査は市町村単位で実施します。  
検査結果は県のホームページなどで速やかにお知らせします。

【米の放射性物質検査に関するお問い合わせ先】

- 宮城県農政部園芸推進課 022-211-2337
- 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部 0228-22-9404
- 栗原市農林振興部農林畜産課 0228-22-1136
- JA新みやぎ 栗っこいわでやま統括営農センター 0228-23-2106